議案第2号

阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、 農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律 施行令(平成15年政令第507号)で使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務登録簿)

- 第3条 町の機関は、個人情報取扱事務(継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し、又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「個人情報取扱事務登録簿」という。)を備え付けなければならない。
 - (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的又は概要
 - (4) 取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
 - (5) 取り扱う個人情報の項目
 - (6) 取り扱う個人情報の取得先
 - (7) 取り扱う個人情報の利用目的以外の目的のための自らの利用又は提供の有無
 - (8) 取り扱う個人情報の保存の形態及び処理の委託の有無
 - (9) 個人情報取扱事務で用いる個人情報ファイルの名称及び地方公共団体等行政文書の名称
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 町の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、 遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。
- 4 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。 (開示決定等の期限に関する特例)
- 第4条 町の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」と、「同条第1項」とあるのは「阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年阿見町条例第号)第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。(開示請求に係る手数料等)
- 第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、阿見町手数料徴収条例(平成12年阿見町条例第1号)に定めるところによる。
- 2 町の機関は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、規則で定めるところに より、前項の手数料を免除することができる。

(阿見町情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

- 第6条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、阿見町情報公開・個人情報 保護審査会条例(令和5年阿見町条例第 号)第2条に規定する阿見町情報公開・個人情報保護 審査会に諮問することができる。
 - (1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
 - (3) 町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合
 - (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保する ため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(阿見町個人情報保護条例の廃止)

第2条 阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)は、廃止する。

(阿見町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める規定によるその事務に関して知り得た前条 の規定による廃止前の阿見町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号に規定 する個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、

この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 旧条例第 11条第2項
- (2) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務の委託を受けた者が受託した業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託した業務に従事していた者 旧条例第12条第3項の規定により準用する旧条例第11条第2項
- (3) この条例の施行の際現に旧実施機関から旧条例第13条第1項に規定する指定管理者が受託した業務に従事している者又はこの条例の施行前において当該受託した業務に従事していた者 旧条例第13条第3項の規定により準用する旧条例第11条第2項
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第 14 条, 第 26 条第 1 項若しくは第 2 項, 第 33 条第 1 項若しくは第 2 項, 第 55 条, 第 56 条又は第 58 条第 2 項の規定による請求がされた場合における開示(これに係る旧条例第 48 条に規定する手数料を含む。), 訂正及び利用の停止等については, なお従前の例による。

(阿見町手数料徴収条例の一部改正)

第4条 阿見町手数料徴収条例(平成12年阿見町条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「阿見町個人情報保護条例(平成 18 年阿見町条例第 25 号)に基づく事項に係る事務」を「個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 5 章第 4 節第 1 款に係る事務」に改め、同表に次のように加える。

阿見町議会個人情報保護 条例(令和 5 年阿見町条例 第 号)に基づく事項に係 る事務		A3 までの用紙で単色刷りの もの 1 枚につき 10 円
		A3 までの用紙でカラーのも の 1 枚につき 20 円
		A3までの用紙以外の用紙 1 枚につき 実費に相当する 額の範囲内において議長が定 める額
		電磁的記録媒体 媒体1つにつき 実費に相当 する額の範囲内において議長 が定める額

別表備考1中「又は阿見町個人情報保護条例」を「,個人情報の保護に関する法律第5章第4節第1款又は阿見町議会個人情報保護条例」に改める。

(阿見町手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 前条の規定による改正前の阿見町手数料徴収条例の規定により徴収することとされた手 数料については、なお従前の例による。

(阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第6条 阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成28年阿見町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第5号中「個人情報」の次に「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。第15条において同じ。)」を加える。

第15条の見出しを「(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)」に改め、同条中「阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)第13条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮」を「個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施」に改める。

阿見町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

【制定の理由】

・ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年5月12日成立, 19日公布)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い、阿見町個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)によって規定していた阿見町における個人情報の取扱いについて、その多くが改正後の個人情報保護法(以下「改正法」という。)によって規定されるものとなる。一方で、旧条例において定めていた規定のうち、改正法では網羅されないものもあるため、改正法の規定に反しない範囲において、町民の個人情報に関する権利利益の保護の観点から、引き続き必要となる規定に関しては、町独自に定める必要が生じた。このことから、旧条例を廃止し、改正法の規定に準じた規定及び町独自の規定を定める新たな条例として、本条例の制定を行うもの。

【主な内容】

- (1) 趣旨及び定義【第1条及び第2条関係】
 - ・ 第1条については、本条例が個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定める旨 を趣旨として謳うもの。
 - ・ 第2条については、本条例で用いる用語に関して、原則として個人情報保護法及び 同法施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)において使用する例による ほか、本条例の対象となる「町の機関」について定めるもの。
- (2) 個人情報取扱事務登録簿に係る事務【第3条関係】※独自規定
 - ・ 改正法第74条及び第75条における個人情報ファイル簿の保有に係る事前通知,作成及び公表に関する既定に相当する事務として,旧条例第7条において,個人情報取扱事務の届出(当該事務が発生するもの全て対象)に関する規定を設け,個人情報の適切な取扱いについて定めていた。町においても,原則として改正法の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等が義務付けられる一方,当該ファイル簿は1,000人以上の個人情報を取り扱う場合に限定されている。旧条例においては人数による届け出義務の免除等は設けていないことから,改正法の規定のみでは1,000人未満の個人情報の取扱いの定めがないこととなる。そのため,改正法第75条第5項の規定に基づき,1,000人未満の個人情報を取り扱う場合は,個人情報ファイル簿とは別に個人情報取扱事務登録簿の備付け,登録,抹消及び閲覧を義務付けることについて定めるもの。

- (3) 開示決定の期限に関する特例【第4条関係】※独自規定
 - ・ 旧条例第14条から第42条までにおいて、個人情報の開示請求、開示決定、訂正、利用停止及び審査請求に係る規定を定めていた。それらは改正法に基づき実施されることとなるが、旧条例において開示決定の期限を開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内、やむを得ない事情により期限の延長をする場合は30日以内とし、最長で44日となるように定めていたところ、改正法第83条では開示請求のあった日から30日以内、延長する場合は30日以内とし、最長で60日以内となるよう定められている。旧条例に基づく開示決定手続きの運用に支障がなかったことに鑑み、改正法第108条の規定に基づき、新条例においても旧条例に準じた期限とするよう読替え規定を設け、定めるもの。
- (4) 開示請求に係る手数料【第5条及び附則第4条関係】※改正法に基づく新規制定条項 ・ 改正法第89条第2項に基づき,実費の範囲内において条例で定める額を開示請求に 係る手数料として徴収することについて定めるもの。当該手数料については,阿見 町手数料徴収条例(平成12年阿見町条例第25号)に他の手数料と合わせて定めること とし,その改正内容について附則第4条で定めることにより整理した。なお,手数料 として定めるものは,写しの交付に係るコピー代,電磁的記録媒体(CD-R等)の実費 相当額としている。
- (5) 阿見町情報公開・個人情報保護審査会への諮問【第6条関係】
 - ・ 改正法第129条の規定に基づき、町が個人情報の取扱いを確保するための専門的な知見に基づく意見を聴くために設置する審議会その他の合議制の機関として、町が設置する阿見町情報公開・個人情報保護審査会に諮問すべき事項について定めるもの。
- (6) 新条例の制定に伴う軽微な一部改正を要する条例【附則第4条及び附則第6条関係】
 - ・ 先に示した阿見町手数料徴収条例のほか,阿見町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成28年阿見町条例第35号)における個人情報の定義,指定管理者に課される秘密保持義務の根拠について改正法によるものとするよう改めるもの。